

# 三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準

## (目的)

第1条 この基準は、三原市水道部水道用資材等審査委員会設置要領第2条の規定に基づき、水道用資材製造者の登録にあたっての要件及び審査手順等を定めることを目的とする。

## (登録の対象)

第2条 資材製造者として登録（以下、「登録資材製造者」という。）できる者は、「水道施設の技術的基準を定める省令」（以下、「施設省令」という。）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（以下、「給水省令」という。）に適合した水道用資材等を安定的に製造、供給及び保守等を行うことができる者であることを基本条件とし、第3条の要件を満たしている者とする。

## (登録の要件)

第3条 登録資材製造者としての登録に必要な要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道用資材等の製造において、自社工場を有し、関連規格に適合する水道用資材等の特性を熟知し製造していること。ただし、製造を他者に委託している場合については、製造に係る設計、製造及びその管理等について、技術的関与を含めて主体的に関わっていること。
- (2) 製造する水道用資材等の出来形、品質等に関して十分な管理体制が存在すること。
- (3) 水道用資材等の製造が、計画的かつ定期的に行われていること。
- (4) 製造する水道用資材等の検査体制が確立され、機能していること。

## (登録申請)

第4条 登録資材製造者の登録申請に必要な書類は、別紙1のとおりとする。

2 登録申請は、三原市水道部水道用資材等審査委員会の事務局（以下、「事務局」という。）において受付ける。

## (登録手続)

第5条 登録手続きは、別紙2のとおりとする。

## (登録申請をすることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、登録申請をすることができない。

- (1) 不渡手形の発行等、経営及び信用の状況が著しく悪化している者。
- (2) 登録申請しようとする時点で、営業停止処分等の行政処分を受けている者。

2 三原市水道部水道用資材等審査委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者について、その事実があった後2年の範囲内で登録申請をさせないことができる。

- (1) 水道用資材等の購入及び発注工事における水道用資材等の納入に関し、事故又は不正行為があった者。
- (2) 納入した水道用資材等に関し、資材製造者の責に帰すべき事由により部に損害を与えた者。
- (3) 登録申請書等につき虚偽の申請をした者。

## (登録審査)

第7条 登録申請書は、事務局において受付ける。

2 事務局は、この基準に基づき申請者が登録に必要な要件に適合しているかを審査する。

3 審査結果は、適時、三原市水道部水道用資材等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に報告し、審議を受けるものとする。

#### （登録の承認）

第8条 審査委員会にて登録資材製造者としての登録が承認された場合、事務局は、登録資材製造者一覧表（以下、「登録一覧表」という。）に登録するとともに、水道用資材製造者の登録承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

#### （登録の不承認）

第9条 審査委員会にて登録資材製造者としての登録が不承認された場合、事務局は審査結果を付して水道用資材製造者の登録不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

#### （登録の変更）

第10条 登録資材製造者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録資材製造者の登録変更の届（様式第6号）を提出しなければならない。

2 登録事項変更届は、事務局において受付ける。

3 事務局は、この基準に基づき登録の変更後に承認に必要な要件に適合しているかを再審査し、審査結果は、適時、審査委員会に報告するものとする。

4 変更の手続きは第5条によるものとする。

#### （登録の辞退）

第11条 登録資材製造者は、登録資材製造者の登録辞退を希望するときは、遅延なく登録資材製造者の登録辞退願（様式第7号）を提出しなければならない。

2 登録辞退願は、事務局において受付ける。

3 事務局は、登録辞退願を受理した場合、登録一覧表から登録の削除を行うとともに、適時、審査委員会に報告するものとする。

4 登録を辞退した場合は、承認された当該水道用資材等の承認も同時に取り消されるものとする。

#### （登録の停止）

第12条 次の各号いずれかに該当する登録資材製造者は、その登録を停止するものとする。

(1) 三原市建設業指名除外要綱に基づき、指名除外処分を受けたとき。

(2) 営業停止処分等の行政処分又は行政指導を受けたとき。

(3) 不渡手形の発行等、経営及び信用の状況が著しく悪化していることが判明したとき。

(4) 第10条に規定する登録変更の届出等を怠ったとき。

(5) 第13条第1項第4号に該当しない程度の軽微な損害並びに不具合等が生じたとき。

(6) その他、審査委員会が認めるとき。

2 登録を停止する期間は、前号に定める該当処分の始期から終期までとする。ただし、前項第3号から第6号に該当するときの期間は、別表1のとおりとする。

3 登録の停止をするときは、審査委員会の審議を受けるものとする。

4 事務局は、登録を停止したときは、遅延なく登録資材製造者の登録停止通知書（様式第8

号)により、登録資材製造者に通知するものとする。

5 登録を停止された場合は、承認された当該水道用資材等の承認も同時に停止するものとする。

#### (登録の取消)

第13条 次の各号いずれかに該当する登録資材製造者は、その登録を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) 第11条に規定する登録の辞退があったとき。

(3) 登録申請に虚偽の内容があったとき。

(4) 承認された水道用資材等の使用により、登録資材製造者の責に帰すべき事由によって、水道施設等に重大な損害並びに不具合等が生じたとき。

(5) 第12条に規定する登録の停止を受けたにも関わらず、改善等が見受けられないとき。

(6) その他、審査委員会が認めるとき。

2 登録の取り消しをするときは、審査委員会の審議を受けるものとする。

3 事務局は、第1項の規定により登録が取り消された場合は、登録一覧表から登録の削除を行うとともに、登録取消通知書(様式第9号)により、登録資材製造者に通知するものとする。なお、登録の削除を行った場合は、適時、審査委員会に報告するものとする。

4 登録を取り消された場合は、承認された当該水道用資材等の承認も同時に取り消される。

5 事務局は、前項の規定により承認が取り消された場合は、別に定める水道用資材等指定承認一覧表(以下、「承認一覧表」という。)から承認の削除を行うとともに、適時、審査委員会に報告するものとする。

6 第1項第3号から第6号に該当し、登録を取り消された資材製造者は、取り消された日から起算して1年は登録申請することができない。

#### (説明請求等)

第14条 第9条並びに第13条の規定により通知を受けた申請者又は登録資材製造者(以下、「申請者等」という。)は、通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)に、水道用資材製造者の登録に関する説明依頼書(様式第10号)により、説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められたときは、水道用資材製造者の登録に関する説明書(様式第11号)により、申請者等に回答するものとする。

3 回答は、書面により行うものとする。

4 第2項の規定により回答された申請者等は、再度、説明を求めることはできない。

#### (統括管理者の指名)

第15条 委員長は、登録資材製造者の中から統括管理者(以下、「統括者」という。)を選定し、別に指名するものとする。

2 統括者を指名するときは、別に定める承認一覧表の承認分類、名称及び製品名等の項目から、該当する水道用資材等の承認を受けた登録資材製造者とする。

3 第1項の規定により指名するときは、審査委員会の審議を受けなければならない。

4 事務局は、前項の規定により承認されたときは、統括管理者の指名通知書(様式第12号)により、指名した登録資材製造者に通知するものとする。

5 指名された登録資材製造者は、正当な事由がある場合を除き、これを拒むことはできない。

#### **(統括管理者の職務)**

第16条 統括者は審査委員会と協力し、次の各号に掲げる事項について管理するものとする。

- (1) 別に定める品目一覧表の規格の変更等又はその予定に関すること。
- (2) 別に定める承認一覧表の規格呼称、規格番号の変更等又はその予定に関すること。

2 統括者は、前号に掲げる事項について変更等又はその予定が判明したときは、速やかに審査委員会に報告しなければならない。

#### **(統括管理者の任期)**

第17条 統括者の任期は、審査委員会が別に定める場合を除き、無期限とする。ただし、統括者が次の各号いずれかに該当したときは、別に指名するものとする。

- (1) 第11条に規定する登録の辞退があったとき。
- (2) 第13条の規定により、統括者が登録の取り消しを受けたとき。

2 統括管理者の指名を解除するときは、統括管理者の指名解除通知書（様式第13号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

#### **(事故及び不具合等に関する調査)**

第18条 審査委員会で承認された登録資材製造者は、承認された当該水道用資材等の使用における事故及び不具合等が生じたときは、その原因究明のための調査をすみやかに実施しなければならない。

- 2 前項に規定する調査に要する費用は、すべて当該登録資材製造者において負担する。
- 3 当該登録資材製造者は、その調査結果を報告書として提出しなければならない。
- 4 前項に規定する報告書は、事務局において受付ける。

#### **(事務処理)**

第19条 この基準に係る事務処理で、この基準に定めるもののほか必要な事項は、事務局において行う。

#### **(雑則)**

第20条 この基準は、審査委員会と登録資材製造者の優位を決めるものであってはならない。

### 附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

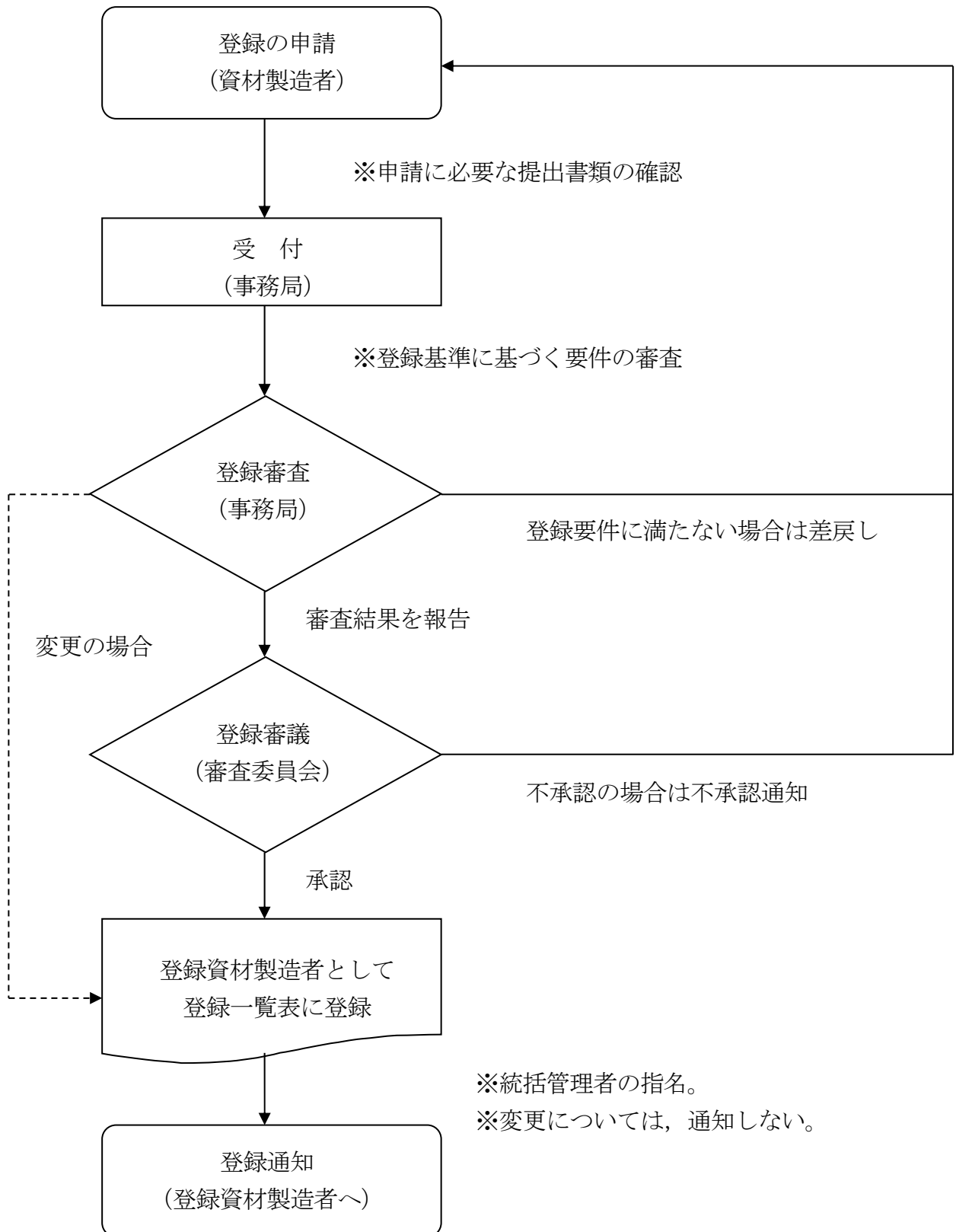
(別紙1)

登録申請に必要な書類

- ①水道用資材製造者登録申請書（様式第1号）
- ②会社調書（様式第2号）
- ③製造工場調書（様式第3号）
- ④各機関からの認証，認定，登録等
  - (1) 日本工業規格表示許可書の写し
  - (2) 日本水道協会検査工場登録（継続）通知書の写し
  - (3) 国際標準化機構（ISO）認証書の写し
  - (4) その他関連する証明書及び登録書等の写し
- ⑤社内品質管理体制及び社内検査体制がわかるもの
- ⑥その他参考資料

上記①から⑥を登録申請一式とし，2部提出すること。（1部返却）

### 資材製造者登録申請手続き



(別表1)

### 登録の停止期間について

- 1 三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第12条第2項に規定する登録の停止期間は、次のとおりとする。

該 当 項 目	停 止 期 間
(3) 経営及び信用状況の悪化	6ヶ月
(4) 登録変更等の届出等の怠慢	0.5ヶ月
(5) 軽微な損害並びに不具合等	改善後1ヶ月
(6) その他審査委員会が認めるとき	6ヶ月を超えない範囲で、審査委員会が定める期間

- 2 表中の停止期間は、最大の停止期間とする。
- 3 審査委員会は、停止期間を表中の期間を超えない範囲で別に定めることができる。
- 4 3によるときは、その期間は1週間単位とする。

(水道用資材製造者登録基準第4条関係)  
様式第1号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

## 水道用資材製造者登録申請書

三原市水道部で使用する水道用資材等の資材製造者として登録していただきたく、関係書類を添付のうえ、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 提出書類 三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第4条による。
- 2 提出部数 2部
- 3 その他(参考資料及び技術資料等)



(水道用資材製造者登録基準第4条関係)

様式第2号

## 会社調書

会社名商号	
本社所在地	〒  TEL : FAX :
代表者氏名	
設立年月日	年 月 日設立
資本金	円 ( 年 月現在)
主な事業内容 (主要製品等)	
主な事業所 (営業所・工場等)	
主な納入実績 (納入・取引先等)	
取得認可(許可) (認定・認証等)	
所属団体 (協会・団体等)	
備考	

(水道用資材製造者登録基準第4条関係)

様式第3号

## 製造工場調書

会社名商号	
製造工場の名称	
製造工場所在地	〒   TEL : FAX :
主な製作品 (主要製作品等)	
工場の取得許可 (認定・認証等)	
備考	

注) 製造工場の名称及び所在地は、主たる工場について記載すること。

主たる工場とは、本市に納入する水道用資材等を製造、製作する主たる工場をいう。

(水道用資材製造者登録基準第8条関係)  
様式第4号

年 月 日

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

三原市水道事業

三原市長

印

(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材製造者の登録承認通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等の資材製造者として、次のとおり承認し、登録しましたので通知します。

なお、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに承認事項の変更届を提出してください。

1 登録資材製造者名

2 登録番号

3 登録年月日 年 月 日

4 その他

(水道用資材製造者登録基準第9条関係)  
様式第5号

年 月 日

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

三原市水道事業

三原市長

印

(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材製造者の登録不承認通知書

貴社より申請のあった水道用資材製造者の登録申請は、次の理由により不承認としましたので通知します。

### 1 不承認理由

三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第3条に規定する承認に必要な要件(第 号関連)を満たしていないため。

### 2 その他

なお、申請者等は、この決定事項に不服等があるときは、三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第14条の規定により、当審査委員会に対し、説明を求めることができる。

(水道用資材製造者登録基準第10条関係)  
様式第6号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

### 登録資材製造者の登録事項変更届

年 月 日付けの登録に関して、次のとおり変更が生じたので、関係書類を添付のうえ、届け出します。

なお、この変更届及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

#### 1 変更に係る事項

変更前 :

変更後 :

(水道用資材製造者登録基準第11条関係)  
様式第7号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

### 登録資材製造者の登録辞退届

年 月 日付けの登録に関して、次の理由により登録を辞退したいので、登録の取り消しをお願いします。

1 登録番号

2 辞退理由

(水道用資材製造者登録基準第12条関係)  
様式第8号

年 月 日

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

三原市水道事業

三原市長

印

(水道用資材等審査委員会)

## 登録資材製造者の登録停止通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等の登録資材製造者として、次の理由により登録を停止しましたので通知します。

### 1 停止理由

三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第12条第 号に該当するため、貴社の登録を停止します。

なお、貴社の承認済当該水道用資材等の承認も同時に停止します。

### 2 停止期間

始期 : 年 月 日

終期 : 年 月 日

### 3 その他

停止期間を超えたときは、停止を解除します。なお、別途停止解除の通知は行いません。

(水道用資材製造者登録基準第13条関係)  
様式第9号

年 月 日

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

三原市水道事業

三原市長

印

(水道用資材等審査委員会)

## 登録資材製造者の取消通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等の登録資材製造者として、次の理由により登録を取り消しましたので通知します。

### 1 取消理由

三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第13条第 号に該当するため、貴社の登録を取り消します。

なお、貴社の承認済当該水道用資材等の承認も同時に取り消します。

### 2 その他



(水道用資材製造者登録基準第14条関係)  
様式第10号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

## 水道用資材製造者の登録に関する説明依頼書

年 月 日付けの通知に関して、次のとおり説明を求めます。

- 1 該当区分 不承認 ・ 取消
- 2 説明を求める内容

注)「1 該当区分」については、不承認又は取消のどちらかを○で囲む、もしくは、一方を取消線にて消すこと。

(水道用資材製造者登録基準第14条関係)  
様式第11号

年 月 日

(申請者)

事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材製造者の登録に関する説明書

年 月 日付で依頼のありました事項について、次のとおり回答します。

1 説明を求められた内容

2 回答

(水道用資材製造者登録基準第15条関係)  
様式第12号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 統括管理者の指名通知書

三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第15条の規定により、次のとおり貴社を統括管理者として指名したので、ここに通知します。

### 1 統括する資材分類

### 2 指名理由

統括する水道用資材等の分野において、本市への納入実績も相当数あり、十分な知識及び技術等を有していると判断されるため。

(水道用資材製造者登録基準第17条関係)  
様式第13号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 統括管理者の指名解除通知書

年 月 日付けの通知に関して、次のとおり解除しましたので、ここに通知します。

1 解除する資材分類

2 解除理由

三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準第17条第 号に該当するため。